

答弁書第七一号

内閣参質一七七第七一号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西 岡 武 夫 殿

参議院議員横山信一君提出「黒糖」表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員横山信一君提出「黒糖」表示に関する質問に対する答弁書

一、三及び五について

加工食品の製造、加工、輸入又は販売を業とする者は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三の二の規定に基づき、加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）に従い、内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示を行ってはならないこととされている。

黒糖については、辞典等の文献からも、一般に、さとうきびの搾り汁をそのまま煮詰めたものであると理解されていると考えられることから、「食品表示に関するQ&A」（平成二十二年四月一日付け消食表第四百四号消費者庁食品表示課長・表示対策課長通知別添。以下「Q&A」という。）において、その定義を明確化し、さらに、黒糖を全く使用していないものに「〇〇黒糖」や「黒糖〇〇」など「黒糖」を含む文言を表示することは、黒糖が入っているものと誤認させることから、平成二十二年十一月にQ&Aを改正し、その旨を明確化したところであり、これらの措置は妥当なものであると考えている。

二について

お尋ねの「さとうきび以外の原材料を用いた「黒糖」商品の種類数及び関連企業数」及び「当該地域経済に及ぼす影響」については、把握していない。

#### 四について

政府としては、御指摘のような取組も含め、食品産業事業者と農業者が連携し、地域資源を活用した新たな商品の開発等を行う農商工連携等の六次産業化の取組は、農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えている。